

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に係る 神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例施行規則の一部改正について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）の一部改正に伴い、同条例施行規則の関係法令規定部分を修正するものである。具体的な内容は以下のとおり。

1 障害者総合支援法の改正

同法第5条中、第12項から第15項まで及び第21項から第27項までが一項ずつ繰り上げられたことにより、別表第1の4の項（9）を整理する。

2 県民意見反映手続きについて

上記法の改正に伴う形式的な変更該当するため、県民意見反映手続きは不要である。
（かながわ県民意見反映手続要綱第4条第3項（8）イ）